

綾瀬市文化会館等における
自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書

～ 入札に参加するには事前の申し込みが必要です ～

受付期間 令和5年1月16日（月）～2月8日（水）まで

入札日時 令和5年2月15日（水）午前10時から

入札場所 綾瀬市役所 窓口棟3階 303会議室

目 次

自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書	1
入札参加申込書（様式1）	1 2
誓約書（様式2）	1 3
綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）	1 4
質問書（様式4）	1 5
入札書（様式5）	1 6
委任状（様式6）	1 7
自動販売機設置場所の貸付に係る仕様書	1 8
公有財産賃貸借契約書（案）（様式7）	2 3
売上報告書（様式8）	2 8
自動販売機位置図	2 9

自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書

1 貸付物件

【入札番号1】

設置施設	文化会館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	入口南西側	位置図	①
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅100cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 1台	幅44cm×奥行50cm	
	合計	1.02㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	155,895円(3年間)		
参考売上額 (カン・ビン・ペットボトル)	2年度:63,350円(2年4月～3年3月分) 3年度:210,830円(3年4月～4年3月分) 4年度:128,910円(上半期:4年4月～4年9月分)		

【入札番号2】

設置施設	文化会館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	入口北西側	位置図	②
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅120cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 2台	幅44cm×奥行50cm	
	合計	1.40㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	155,895円(3年間)		
参考売上額 (カン・ビン・ペットボトル)	2年度:122,890円(2年4月～3年3月分) 3年度:346,730円(3年4月～4年3月分) 4年度:181,090円(上半期:4年4月～4年9月分)		

【入札番号3】

設置施設	文化会館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	入口北東側	位置図	③
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅120cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 2台	幅44cm×奥行50cm	
	合計	1.40㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	155,895円(3年間)		
参考売上額 (カン・ペットボトル)	2年度:92,090円(2年4月~3年3月分) 3年度:174,860円(3年4月~4年3月分) 4年度:41,380円(上半期:4年4月~4年9月分)		

【入札番号4】

設置施設	中央公民館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	入口北側	位置図	⑥
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅100cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 2台	幅50cm×奥行50cm	
	合計	1.30㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	84,210円(3年間)		
参考売上額 (カン・ビン・ペットボトル)	2年度:307,300円(2年4月~3年3月分) 3年度:552,100円(3年4月~4年3月分) 4年度:254,850円(上半期:4年4月~4年9月分)		

【入札番号5】

設置施設	中央公民館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	入口南側	位置図	⑦
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅100cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 2台	幅50cm×奥行50cm	
	合計	1.30㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	84,210円(3年間)		
参考売上額 (カン・ペットボトル)	2年度:168,540円(2年4月~3年3月分) 3年度:280,350円(3年4月~4年3月分) 4年度:176,610円(上半期:4年4月~4年9月分)		

【入札番号6】

設置施設	高齢者福祉会館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	事務室前	位置図	⑥
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅100cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 1台	幅50cm×奥行50cm	
	合計	1.05㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	90,390円(3年間)		
参考売上額 (カン・ビン・ペットボトル)	2年度:14,580円(2年4月~3年3月分) 3年度:51,480円(3年4月~4年3月分) 4年度:56,320円(上半期:4年4月~4年9月分)		

【入札番号7】

設置施設	高齢者福祉会館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	2階入口	位置図	⑦
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅100cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 1台	幅50cm×奥行50cm	
	合計	1.05㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	90,390円(3年間)		
参考売上額 (カン・ペットボトル)	2年度:7,160円(2年4月~3年3月分) 3年度:33,910円(3年4月~4年3月分) 4年度:32,360円(上半期:4年4月~4年9月分)		

【入札番号8】

設置施設	中村地区センター	所在地	綾瀬市深谷中5-16-43
設置場所	調理室前	位置図	⑧
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅120cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 1台	幅50cm×奥行50cm	
	合計	1.21㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	151,470円(3年間)		
参考売上額 (カン・ペットボトル)	2年度:147,440円(2年4月~3年3月分) 3年度:199,930円(3年4月~4年3月分) 4年度:118,390円(上半期:4年4月~4年9月分)		

【入札番号9】

設置施設	吉岡地区センター	所在地	綾瀬市吉岡 2316 番地
設置場所	事務室横	位置図	⑩
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅 100 cm×奥行 80 cm	
	容器回収ボックス 1台	幅 050 cm×奥行 50 cm	
	合計	1. 05 m ²	
販売可能品目	飲料 (カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料 (税抜)	18,450 円 (3年間)		
参考売上額 (カン・ペットボトル)	2年度: 6,800 円 (2年4月~3年3月分) 3年度: 9,930 円 (3年4月~4年3月分) 4年度: 0 円 (上半期: 4年4月~4年9月分) (4年3月で撤去、5年4月から設置予定)		

【入札番号10】

設置施設	綾南地区センター	所在地	綾瀬市上土棚中 1-10-11
設置場所	調理室前	位置図	⑪
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅 100 cm×奥行 65 cm	
	容器回収ボックス 1台	幅 50 cm×奥行 50 cm	
	合計	0. 90 m ²	
販売可能品目	飲料 (カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料 (税抜)	29,796 円 (3年間)		
参考売上額 (カン・ペットボトル)	2年度: 87,670 円 (2年4月~3年3月分) 3年度: 140,340 円 (3年4月~4年3月分) 4年度: 68,800 円 (上半期: 4年4月~4年9月分)		

【入札番号11】

設置施設	寺尾いずみ会館	所在地	綾瀬市寺尾台 3-6-25
設置場所	事務室横	位置図	⑬
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅 120 cm×奥行 80 cm	
	容器回収ボックス 1台	幅 50 cm×奥行 50 cm	
	合計	1. 21 m ²	
販売可能品目	飲料 (カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料 (税抜)	198,354 円 (3年間)		
参考売上額 (カン・ペットボトル)	2年度: 252,100 円 (2年4月~3年3月分) 3年度: 323,540 円 (3年4月~4年3月分) 4年度: 161,710 円 (上半期: 4年4月~4年9月分)		

【入札番号12】

設置施設	南部ふれあい会館	所在地	綾瀬市上土棚南 1-5-10
設置場所	保育室前	位置図	⑭
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅 120 cm×奥行 80 cm	
	容器回収ボックス 1台	幅 50 cm×奥行 50 cm	
	合計	1. 21 m ²	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル・パック)		
最低貸付料(税抜)	206,451円(3年間)		
参考売上額 (カン・ペットボトル)	2年度:189,360円(2年4月～3年3月分) 3年度:277,930円(3年4月～4年3月分) 4年度:223,350円(上半期:4年4月～4年9月分)		

※ 全ての入札に参加することは可能ですが、同じ施設内で同じメーカーの自動販売機設置を避けるための落札条件があります。詳しくは、8落札をお読みください。

2 貸付期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日(3年間)

3 日程

項目	日程
入札申込受付期間	令和5年1月16日(月)から2月8日(水)まで ※土・日を除く午前8時30分から午後5時まで
入札日時及び場所	令和5年2月15日(水) 午前10時から 綾瀬市役所 窓口棟3階 303会議室
契約の締結予定日	令和5年2月21日(火)

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 引き続き2年以上自動販売機事業を営んでいること(綾瀬市において、自動販売機の設置に関して行政財産の目的外使用許可を引き続き2年以上受けている場合も含む)。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、綾瀬市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 次のアからオまでに該当しないこと。
 - ア 綾瀬市暴力団排除条例(平成23年綾瀬市条例第9号。以下「市条例」という。)第2条第2号に定める暴力団

- イ 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
 - ウ 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
 - エ 市条例第2条第4号に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者をいう。）
 - オ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 個人の場合は、綾瀬市に住所を有し、法人の場合は、神奈川県内に本店（主たる事務所）又は支店、営業所を有すること。
- (7) 国税及び住民登録地又は本店所在地における市税の未納がないこと。
- (8) 令和2年度から令和4年度までの間に国（公社、公団等を含む）、綾瀬市又は他の地方公共団体と種類を同じくする契約等（自動販売機設置場所の貸付契約、行政財産の目的外使用許可又は公園施設設置許可等）を1回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したもの又は履行予定のもの。

5 契約上の主な条件

(1) 契約の内容

本件の貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付となります。

(2) 貸付料

貸付料は、落札額×1.10（消費税）により算出した額とします（小数点以下は切捨て）。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等の額に変動が生じた場合は、落札額に相当額を加減して支払うこととなります。綾瀬市が発行する納入通知書により納付してください。

なお、納付額は年度ごととなり、納期限は当該年度の4月30日（納期限が金融機関休業日の場合は、金融機関の翌営業日）となります。

(3) 設置機器の仕様

ア 貸付物件が自治体の公共施設内にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

イ ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とすること。

ウ 入札番号4、5、6、7、8、11、12の自動販売機については、災害時に、飲料を無料で取り出すことができる災害ベンダーの機能を有するものとする。

エ 日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

(4) 設置条件

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費用含む）、工事等の実施による移設費、維持管理等にかかる一切の費用は、設置事業者の負担とすること。

イ 自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。

ウ 光熱水費は、設置事業者の負担とし、計測用子メーターを設置し、それによる実費を文化会館等施設の指定管理者が発行する請求書により、毎月指定する納期限までに納付すること。

エ 販売品目は、清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

※販売可能品目欄に記載している容器種類（カン・ビン・ペットボトル・パック）は、全ての容器を求めるものではありません。

オ 販売価格は、標準販売価格（定価）を上回らないこと。ただし、周辺商店等への配慮を行うこと。

カ 設置日は、原則として令和5年3月31日（金）の午後又は4月1日（土）の午前中とします。4月1日より遅れる場合は、分かり次第速やかに相談・協議すること。ただし、設置日にかかわらず、貸料は4月1日から発生することになりますので御了承ください。

※設置日時に関しては、文化会館等施設の指定管理者と十分に調整すること。

(5) 維持管理

ア 商品の補充、金銭管理等の維持管理は、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 容器回収ボックスは、販売する飲料容器の種類に応じたものを設置し、事業者の責任において適切に回収・リサイクルを行うこと。

※容器回収ボックスには、必ず容器の種類を表示すること。

ウ 衛生管理及び感染症対策は、関係法令の遵守徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。

エ 自動販売機の設置に伴う事故は、綾瀬市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。

オ 自動販売機に係る盗難事故及び破損事故は、綾瀬市の責によることが明らかでない場合を除き、綾瀬市は一切の責を負わないこととする。また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

カ 自動販売機の故障及び問い合わせは、自動販売機の見やすいところへ連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

キ 自動販売機の設置に起因する施設内清掃、美化、故障等のトラブル等の対応は、文化会館等施設の指定管理者と協議すること。

ク 設置事業者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、綾瀬市が指定する日までに速やかに原状回復すること。

6 入札申込手続き

(1) 申込受付期間

令和5年1月16日（月）から令和5年2月8日（水）まで

※土・日を除く午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

綾瀬市早川550番地

綾瀬市役所 事務棟5階 生涯学習課

※直接、提出書類を持参してください。郵送による受付はいたしません。

(3) 提出書類（ア～キの全ての書類を提出してください。）

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）

エ 証明書

・個人の場合→印鑑登録証明書、身分証明書

・法人の場合→印鑑証明書、登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）

※発行後3か月以内（原本）、最新年分のものとします。

オ 納税証明書

・個人の場合→国税（申告所得税、消費税・地方消費税）、住民登録地の市税（市県民税）の納税証明書

・法人の場合→国税（法人税、消費税・地方消費税）、本店（主たる事務所）所在地の市税（法人市民税）の納税証明書

※非課税の税目がある場合は、非課税証明書を提出してください。

※発行後3か月以内（原本）、最新年分のものとします。

カ 令和2年度から令和4年度までの間に国（公社、公団等を含む）、綾瀬市又は他の地方公共団体と種類を同じくする契約等（自動販売機設置場所の貸付契約、行政財産の目的外使用許可又は公園施設設置許可等）を1回以上にわたって締結したことの証明。

※貸付契約書、行政財産の目的外使用許可書、公園施設設置許可書等の写しをもって、この証明とすることができるものとします。

※綾瀬市の指名競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、提出の必要はありません。

キ 設置を予定している自動販売機の仕様がわかる書類（カタログ可）

(4) 質問書及び回答について

ア 質問期間

令和5年1月17日（火）から2月1日（水）まで

イ 質問提出方法

質問書（様式4）をFAXにより提出した上、必ず受信されているかの電話確認を行ってください。

・FAX番号 0467-70-5703／電話番号 0467-70-5658（直通）

ウ 質問回答日

令和5年2月3日（金）、入札参加者全者にFAXで回答します。

(5) 入札参加申込受付書の交付

入札参加の申し込みは、原則として、必要書類を持参した日に書類審査の上、受付を行います。審査が済みますとその場で「入札参加申込書」の写しに受付印を押印したものを交付いたします。これが入札参加申込受付書になりますので、入札日に必ず持参してください。

7 入札

(1) 入札及び開札の日時

令和5年2月15日（水）午前10時から

(2) 入札及び開札の場所

綾瀬市役所 窓口棟3階 303会議室

(3) 入札にあたっての注意事項

ア 定刻までに参集しないときは、棄権とみなします。

イ 代理人が入札に参加するときは、あらかじめ委任状（様式6）を提出してください。なお、入札書には、代理人の氏名を記入し押印してください。

ウ 入札参加者が2者に満たないときは、当該入札を中止します。

エ 入札書に記載する金額は、3年間の貸付料の金額（消費税を加算しない金額）を記載してください。

オ 1回目の入札が不調の場合は、2回目の入札を行いますので、押印した入札書は2部用意してください。

カ 金額のほか、指定事項を記載し、記名押印してください。

キ 記載事項を訂正したときは、訂正印を押印してください。

※金額の訂正はできませんので、その場合には、新しい入札書に記載し直してください。

ク 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当すると認められた入札は無効とします。

ア 入札に参加する資格がない者がした入札

イ 委任状を持参しない代理人の入札

ウ 入札書記載の金額・氏名・その他入札要件の記載が確認できない入札

エ 入札書に記名又は押印のない入札

オ 同一事項の入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札

カ 他人の代理を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

キ 最低貸付料より低い金額の入札

ク 上記に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札の辞退

ア 入札参加者は入札が完了するまでの間、いつでも入札を辞退することができます。

イ 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。

・入札執行前には、入札辞退届を直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限り。）してください。

・入札執行中には、その旨を明記した入札書を入札執行する者に直接提出してください。

※入札辞退届を提出したことにより、以後の入札等に不利益な取扱いを受けることはありません。

(6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由があるとき又は入札者に不正があると認めるときは、入札を延期し、入札を拒み又は入札を中止することがあります。

(7) 入札時に持参する書類

ア 入札参加申込受付書（様式1）※受付印の押印があるもの

イ 委任状（様式6）※代理人が入札する場合

ウ 入札書（様式5）2部

エ 印鑑（入札者又は代理人のもの）

(8) 入札保証金 免除

8 落札

(1) 有効な入札により、最高金額で入札した者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき金額の入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

(3) 同じ施設内で同じメーカーの自動販売機設置を避けるため、次の対象物件については、以下のとおり落札者を決定していきます。（同一業者が複数の入札に参加し、いずれの入札においても最高金額であった場合）

対象物件	備考
【入札番号1～3】	文化会館
【入札番号4、5】	中央公民館
【入札番号6、7】	高齢者福祉会館

入札番号1～3いずれかの落札者となった場合、他番号の落札者になることはできません。（例）入札番号1の落札者は、入札番号2及び3の落札者に、入札番号2の落札者は、入札番号1及び3の落札者に、入札番号3の落札者は、入札番号1及び2の落札者になることはできません。

また、落札の決定方法（順番）は、入札番号1～3の中で、最高金額で入札のあった入札番号から決定していきます。なお、最高金額が同額である場合は、早い入札番号の落札者とします。

同じく、入札番号4の落札者は、入札番号5の落札者に（入札番号5の落札者は、入札番号4の落札者に）、入札番号6の落札者は、入札番号7の落札者に（入札番号7の落札者は、入札番号6の落札者に）なることはできません。

また、落札の決定方法（順番）は、入札番号4、5の中で、入札番号6、7の中で、それぞれ最高金額で入札のあった入札番号から決定していきます。なお、最高金額が同額である場合は、早い入札番号の落札者とします。

9 契約の締結

- (1) 落札者と綾瀬市は、公有財産賃貸借契約書（案）（様式7）により契約の締結を行う予定とします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、落札者の負担となります。
- (3) 貸付料は、落札額×1.10（消費税）により算出した額とします（小数点以下は切捨て）。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあつた場合も契約内容を引き継ぐものとします。

10 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（貸付物件、落札金額、落札者）を綾瀬市ホームページにて公表します。

11 その他

- (1) 事情により、予告なく入札を変更し又は取り止める場合があります。
- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、同施行令、綾瀬市公有財産規則、同契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 綾瀬市公共施設マネジメント基本方針に基づく施設の適正配置について
本市では、平成28年3月に策定した「綾瀬市公共施設マネジメント基本方針」により、公共施設の長寿命化、効率的な維持管理、コストの縮減、適正配置や総量削減を検討しています。

当該施設が廃止又は移転、統合、増改築等となる場合もあります。廃止の場合は遅くとも廃止をしようとする日の1年前までにその旨を自動販売機設置業者に通知します。

なお、公共施設の見直し等により、施設の管理形態の変更や施設の廃止等が生じた際の貸付料については、綾瀬市と自動販売機設置業者との間で協議によって決定するものとします。

12 問い合わせ先

〒252-1192

神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市市民環境部生涯学習課

電話 0467-70-5658（直通）

様式 1

入札参加申込書

令和 年 月 日

綾瀬市長 殿

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

㊟

綾瀬市文化会館等における自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書の内容を承知の上、次の貸付物件の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて入札参加を申し込みます。

また、綾瀬市のホームページに落札金額及び落札者を掲載することに同意します。

入札 番号	設置施設	設置場所	入札 参加
1	文化会館	入口南西側	
2	文化会館	入口北西側	
3	文化会館	入口北東側	
4	中央公民館	入口北側	
5	中央公民館	入口南側	
6	高齢者福祉会館	事務室前	
7	高齢者福祉会館	2階入口	
8	中村地区センター	調理室前	

入札 番号	設置施設	設置場所	入札 参加
9	吉岡地区センター	事務室横	
10	綾南地区センター	調理室前	
11	寺尾いずみ会館	事務室横	
12	南部ふれあい会館	保育室前	

※入札参加物件に○をつけてください。

添付書類（提出する書類に○を付けること）

- () 誓約書（様式2）
- () 綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）
- () 各種証明書（個人の場合）
 - ・印鑑登録証明書、身分証明書、国税（申告所得税、消費税・地方消費税）、住民登録地の市税（市県民税）の納税証明書
- () 各種証明書（法人の場合）
 - ・印鑑証明書、登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）、国税（法人税、消費税・地方消費税）、本店（主たる事務所）所在地の市税（法人市民税）の納税証明書
- () 自動販売機設置の実績を証する書類
- () 自動販売機の仕様がわかる書類（カタログ可）

担 当 者 氏 名	
電 話 番 号 ・ F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

誓 約 書

令和 年 月 日

綾瀬市長 殿

誓約者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

㊟

綾瀬市文化会館等における自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申し込みにあたり、次の事項について誓約します。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していません。
- 2 会社更生法第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされていません。
- 3 設置場所の状況、入札案内書及び仕様書の内容を承知の上で参加します。

以上

綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

綾瀬市長 殿

誓約者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

㊟

綾瀬市文化会館等における自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申し込みにあたり、次の事項について誓約します。

記

- 1 誓約者（法人の場合、法人及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
 - (1) 綾瀬市暴力団排除条例（平成 23 年綾瀬市条例第 9 号。以下、「市条例」という。）第 2 条第 2 号に定める暴力団
 - (2) 市条例第 2 条第 4 号に定める暴力団員等
 - (3) 市条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等
 - (4) 市条例第 2 条第 4 号に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者をいう。）
 - (5) 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

- 2 上記 1 に該当する者でないことを確認するため、綾瀬市から氏名（法人の場合は役員）、住所、生年月日、性別等の情報提供を求められたときには、それらの情報を証明する公的書類（住民票等）を添付の上、速やかに書面により提出します。また、綾瀬市がそれらの情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

以上

様式4

質 問 書

令和 年 月 日

綾瀬市長 殿

質問者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名

㊟

件 名	綾瀬市文化会館等における自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札
質問内容	

※入札参加者全者にFAXで回答します。なお、質問者の氏名等は公表しません。

入 札 書

令和 年 月 日

綾瀬市長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

⑨

代理人氏名

⑨

次の金額で借り受けたいので、関係書類を熟読の上、綾瀬市契約規則を遵守し入札します。

件名 綾瀬市文化会館等における自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札

入札 番号	設置施設	設置場所	入札金額				
			百万		千		円
1	文化会館	入口南西側					
2	文化会館	入口北西側					
3	文化会館	入口北東側					
4	中央公民館	入口北側					
5	中央公民館	入口南側					
6	高齢者福祉会館	事務室前					
7	高齢者福祉会館	2階入口					
8	中村地区センター	調理室前					
9	吉岡地区センター	事務室横					
10	綾南地区センター	調理室前					
11	寺尾いずみ会館	事務室横					
12	南部ふれあい会館	保育室前					

(注)

- 1 算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入してください。
- 2 記載する金額は、3年間の貸付料の金額で、消費税を加算しない金額を記入してください。
- 3 代理人による入札の場合は、委任状に押印した印鑑と同じ印鑑を使用してください。

委 任 状

令和 年 月 日

綾瀬市長 殿

委任者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名 ④

私は、次の者を代理人と定め、綾瀬市文化会館等における自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 氏 名 ④

自動販売機設置場所の貸付に係る仕様書

1 貸付物件

【入札番号1】

設置施設	文化会館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	入口南西側	位置図	①
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅100cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 1台	幅44cm×奥行50cm	
	合計	1.02m ²	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	155,895円(3年間)		

【入札番号2】

設置施設	文化会館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	入口北西側	位置図	②
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅120cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 2台	幅44cm×奥行50cm	
	合計	1.40m ²	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	155,895円(3年間)		

【入札番号3】

設置施設	文化会館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	入口北東側	位置図	③
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅120cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 2台	幅44cm×奥行50cm	
	合計	1.40m ²	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	155,895円(3年間)		

【入札番号4】

設置施設	中央公民館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	入口北側	位置図	④
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅100cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 2台	幅050cm×奥行50cm	
	合計	1.30㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	84,210円(3年間)		

【入札番号5】

設置施設	中央公民館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	入口南側	位置図	⑤
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅100cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 2台	幅050cm×奥行50cm	
	合計	1.30㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	84,210円(3年間)		

【入札番号6】

設置施設	高齢者福祉会館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	事務室前	位置図	⑥
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅100cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 1台	幅050cm×奥行50cm	
	合計	1.05㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	90,390円(3年間)		

【入札番号7】

設置施設	高齢者福祉会館	所在地	綾瀬市深谷中1丁目3番1号
設置場所	2階入口	位置図	⑦
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅100cm×奥行80cm	
	容器回収ボックス 1台	幅050cm×奥行50cm	
	合計	1.05㎡	
販売可能品目	飲料(カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料(税抜)	90,390円(3年間)		

【入札番号8】

設置施設	中村地区センター	所在地	綾瀬市深谷中 5-16-43
設置場所	調理室前	位置図	⑧
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅 120 cm×奥行 80 cm	
	容器回収ボックス 1台	幅 050 cm×奥行 50 cm	
	合計	1. 21 m ²	
販売可能品目	飲料 (カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料 (税抜)	151,470 円 (3年間)		

【入札番号9】

設置施設	吉岡地区センター	所在地	綾瀬市吉岡 2316 番地
設置場所	事務室横	位置図	⑩
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅 100 cm×奥行 80 cm	
	容器回収ボックス 1台	幅 050 cm×奥行 50 cm	
	合計	1. 05 m ²	
販売可能品目	飲料 (カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料 (税抜)	18,450 円 (3年間)		

【入札番号10】

設置施設	綾南地区センター	所在地	綾瀬市上土棚中 1-10-11
設置場所	調理室前	位置図	⑪
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅 100 cm×奥行 65 cm	
	容器回収ボックス 1台	幅 050 cm×奥行 50 cm	
	合計	0. 90 m ²	
販売可能品目	飲料 (カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料 (税抜)	29,796 円 (3年間)		

【入札番号11】

設置施設	寺尾いずみ会館	所在地	綾瀬市寺尾台 3-6-25
設置場所	事務室横	位置図	⑬
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅 120 cm×奥行 80 cm	
設置施設	寺尾いずみ会館	所在地	綾瀬市寺尾台 3-6-25
設置場所	事務室横	位置図	⑬
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅 120 cm×奥行 80 cm	
	容器回収ボックス 1台	幅 050 cm×奥行 50 cm	
	合計	1. 21 m ²	
販売可能品目	飲料 (カン・ビン・ペットボトル)		
最低貸付料 (税抜)	198,354 円 (3年間)		

【入札番号12】

設置施設	南部ふれあい会館	所在地	綾瀬市上土棚南 1-5-10
設置場所	保育室前	位置図	⑭
貸付面積 (寸法制限)	自動販売機 1台	幅 120 cm×奥行 80 cm	
	容器回収ボックス 1台	幅 050 cm×奥行 50 cm	
	合計	1. 2 1 m ²	
販売可能品目	飲料 (カン・ビン・ペットボトル・パック)		
最低貸付料 (税抜)	206,451 円 (3年間)		

2 貸付期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日まで (3年間)

3 設置機器の仕様

ア 貸付物件が自治体の公共施設内にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

イ ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とすること。

ウ 入札番号4、5、6、7、8、11、12の自動販売機については、災害時に、飲料を無料で取り出すことができる災害ベンダーの機能を有するものとする。

エ 日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

4 設置条件

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費 (電力使用量計測用子メーター設置費用含む)、工事等の実施による移設費、維持管理等にかかる一切の費用は、設置事業者の負担とすること。

イ 自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。

ウ 光熱水費は、設置事業者の負担とし、計測用子メーターを設置し、それによる実費を文化会館等施設の指定管理者が発行する請求書により、毎月指定する納期限までに納付すること。

エ 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

※販売可能品目欄に記載している容器種類 (カン・ビン・ペットボトル・パック) は、全ての容器を求めるものではありません。

オ 販売価格は、標準販売価格 (定価) を上回らないこと。ただし、周辺商店等への配慮を行うこと。

カ 設置日は、原則として令和5年3月31日 (金) の午後又は4月1日 (土) の午前中とします。設置が4月1日より遅れる場合は、分かり次第速やかに相談・協議すること。ただし、設置日にかかわらず、貸料は4月1日から発生することになりますので御了承ください。

※設置日時に関しては、文化会館等施設の指定管理者と十分に調整すること。

5 維持管理

- ア 商品の補充、金銭管理等の維持管理は、設置事業者が責任をもって行うこと。
また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 容器回収ボックスは、販売する飲料容器の種類に応じたものを設置し、事業者の責任において適切に回収・リサイクルを行うこと。
※容器回収ボックスには、必ず容器の種類を表示すること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策は、関係法令の遵守徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。
- エ 自動販売機の設置に伴う事故は、綾瀬市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- オ 自動販売機に係る盗難事故及び破損事故は、綾瀬市の責によることが明らかな場合を除き、綾瀬市は一切の責を負わないこととする。また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- カ 自動販売機の故障及び問い合わせは、自動販売機の見やすいところへ連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- キ 自動販売機の設置に起因する施設内清掃、美化、故障等のトラブル等の対応は、文化会館等施設の指定管理者と協議すること。
- ク 設置事業者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、綾瀬市が指定する日までに速やかに原状回復すること。

6 売上状況の報告

設置事業者は、自動販売機の売上状況について、各年度の半期毎に売上報告書（様式8）により翌月20日までに提出すること。

公有財産賃貸借契約書（案）

綾瀬市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（目的）

第2条 借受人は、貸付人が所有する公有財産の一部場所を、自動販売機の設置を目的として借り受け、その貸付契約により発生した貸付料を、貸付人に支払うものとする。

2 借受人は、前項の目的を変更してはならない。

3 借受人は、別紙仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

（貸付物件）

第3条 貸付物件は、次のとおりとする。

設置施設	〇〇〇〇	所在地	〇〇〇〇
設置場所	〇〇〇〇	貸付面積	〇㎡
設置台数	自動販売機〇台／容器回収ボックス〇台		

（貸付期間）

第4条 貸付の契約期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 期間内の貸付料は、金〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 借受人は、貸付人の発行する納入通知書により次のとおり納付しなければならない。

年 度	納付額	納入期限
令和5年度（5年4月～6年3月分）	円	令和 年 月 日
令和6年度（6年4月～7年3月分）	円	令和 年 月 日
令和7年度（7年4月～8年3月分）	円	令和 年 月 日

(延滞金)

第6条 借受人は、前条第2項に定める納入期限までに納付しなかったときは、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、綾瀬市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和63年綾瀬市条例第5号）の定めるところにより、延滞金を支払わなければならない。

(電気料金の支払い)

第7条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計測する子メーターを、借受人の負担により設置するものとする。

2 貸付人は、文化会館等施設の指定管理者に対して、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量及び使用料金を基に、子メーターが表示する使用量から按分した電気料金を算出させ、借受人に請求させるものとする。

3 借受人は、前項に基づく請求書を受領したときは、文化会館等施設の指定管理者が指定する期日までに納付しなければならない。

(かし担保)

第8条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他の隠れたかしを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第9条 借受人は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第10条 貸付人は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(転貸等の禁止)

第11条 借受人は、貸付人の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(実地調査等)

第12条 貸付人は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し、又は借受人に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、借受人は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第13条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとし、このために借受人に損害が生じても、貸付人は、その責を負わないものとする。

- (1) 借受人が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 手形・小切手が不渡りになったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (5) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めたとき。
- (7) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 貸付物件及び貸付物件が所在する施設の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると貸付人が認めたとき。
- (10) 貸付料その他の債務の支払いを納入期限から3箇月以上怠ったとき。
- (11) その他前各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 貸付人は、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第14条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により借受人に損害が生じても、貸付人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 借受人が個人である場合には、その者が、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号。以下本条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき又は法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 借受人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 借受人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

- (4) 借受人又は役員等（借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。））、支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 2 前項の規定により、貸付人が契約を解除した場合においては、借受人は、契約金額の100分の10に相当する額を貸付人に違約金として、貸付人の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条 借受人は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 借受人は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、貸付人と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 借受人は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに貸付人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（違約金）

第16条 借受人は、第4条に規定する契約期間中に、第2条及び第11条に定める義務に違反したときは、第5条に規定する貸付料の100分の10に相当する額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第19条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

（相殺）

第17条 借受人が、違約金その他借受人の負担する金額を支払わない場合は、貸付料その他一切の債務と相殺することができる。

（貸付料の清算）

第18条 貸付人は、本契約が第13条第1項の規定により契約期間の途中で解除された場合において、その原因が借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、これを借受人に対して返還しない。

2 貸付人は、第13条第2項の規定により、本契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第19条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないために、貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第20条 借受人は、第4条に規定する契約期間が満了したとき又は第13条の規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第21条 この契約及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に関して疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、貸付人、借受人協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関する訴の管轄は、綾瀬市の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、貸付人、借受人それぞれ1通を保管する。

令和5 月 日

貸付人 住 所 綾瀬市早川550番地
名 称 綾瀬市
氏 名 綾瀬市長 古塩 政由 印

借受人 住 所
名 称
氏 名 印

売 上 報 告 書

令和 年 月 日

生涯学習課長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

㊞

自動販売機の売り上げ実績について、次のとおり報告します。

1 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 売上額

No	販売品目	設置施設	設置場所	売上本数	売上額	備考

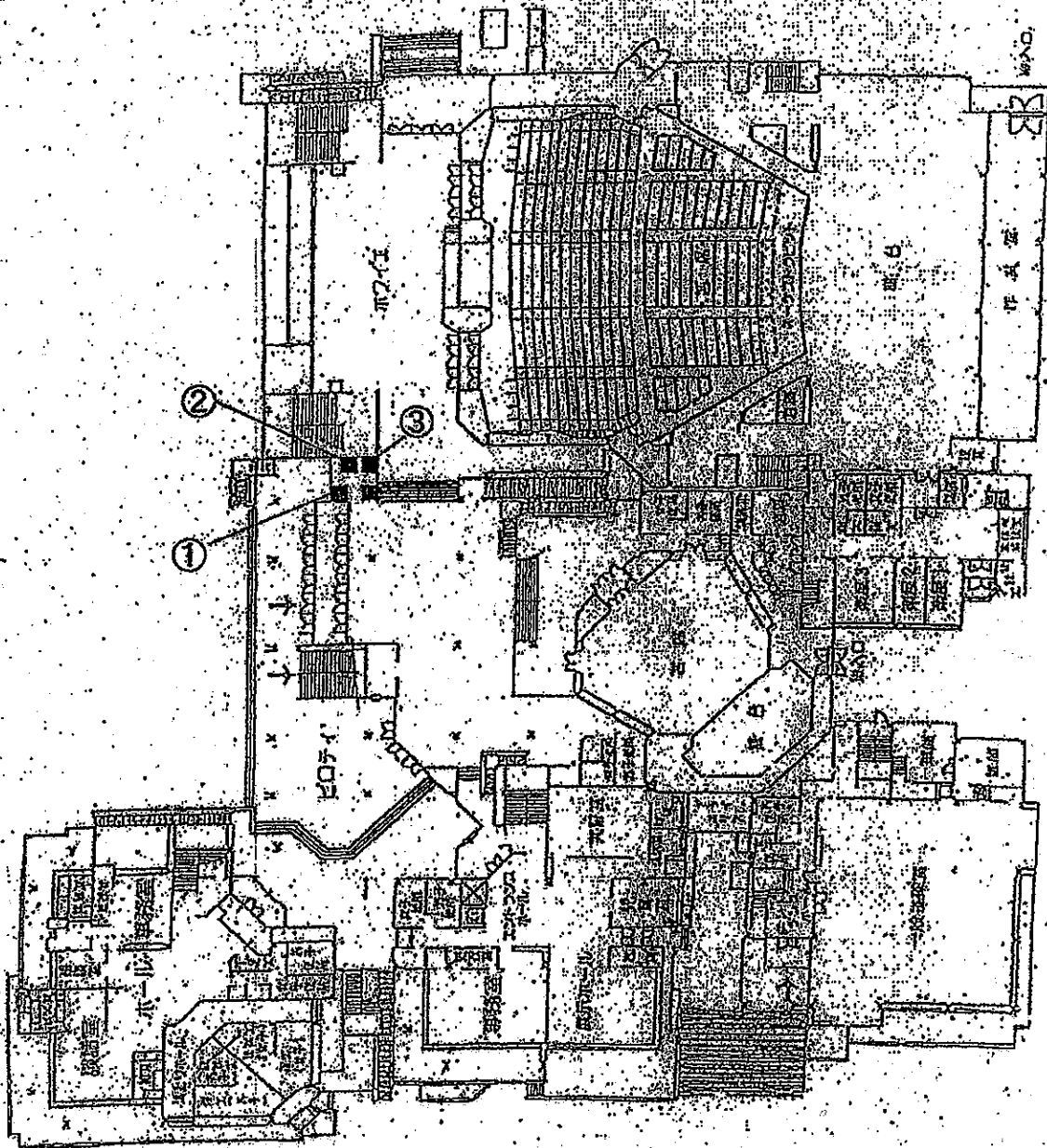
自動販売機位置図

(注意)

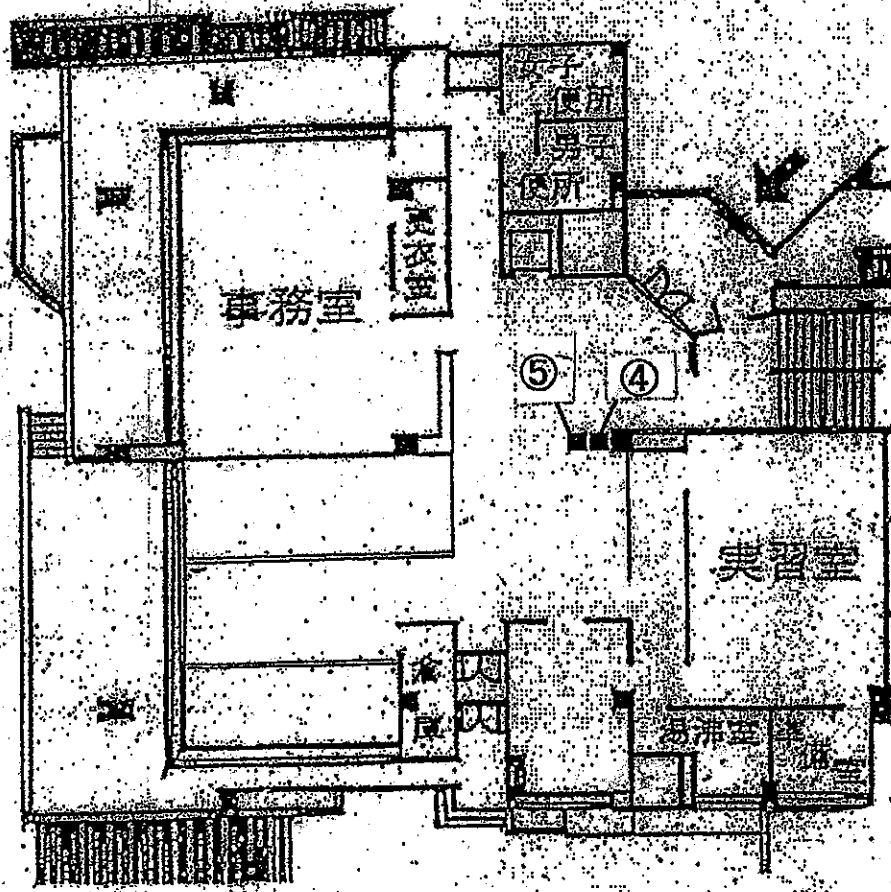
位置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の状況については、必ずご自身で調査・確認の上、お申し込みください。なお、位置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。



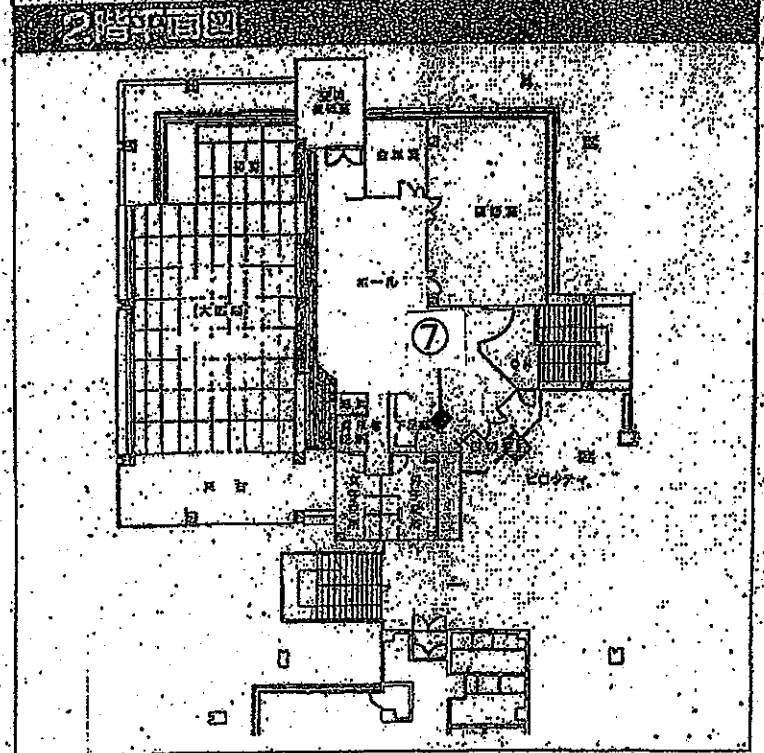
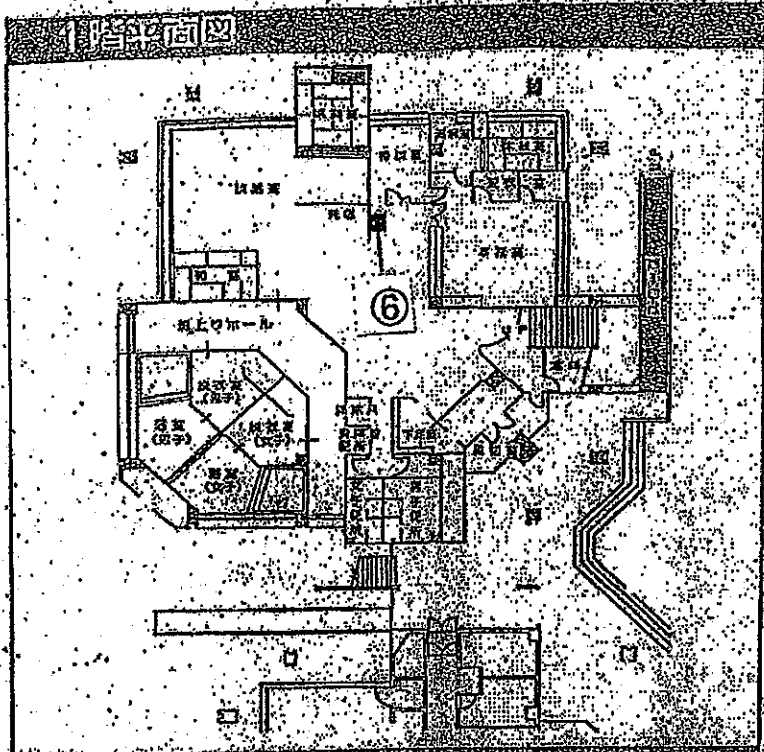
文化会館
【入札番号 1 ~ 入札番号 3】



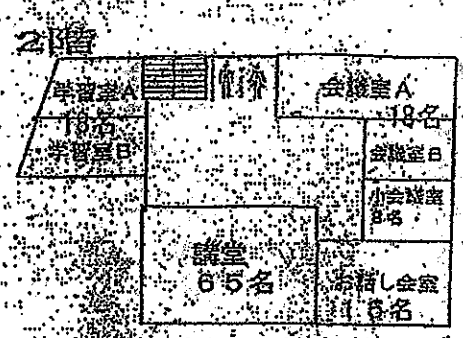
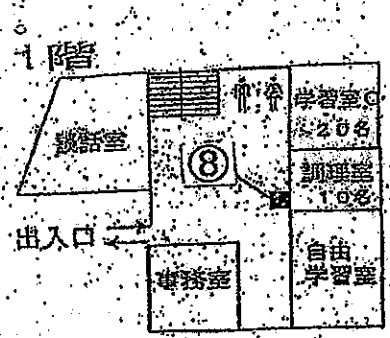
中央公民館
【入札番号 4、5】



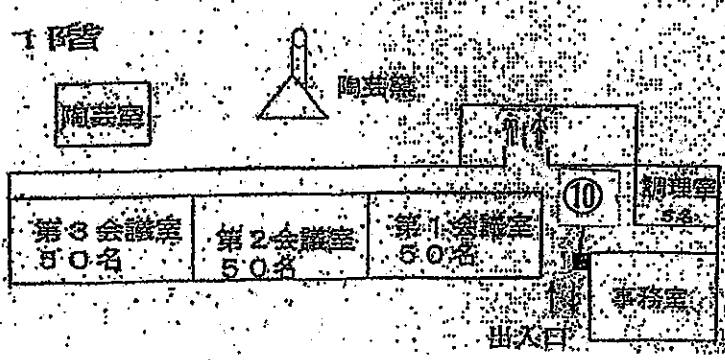
高齢者福祉会館
【入札番号 6、7】



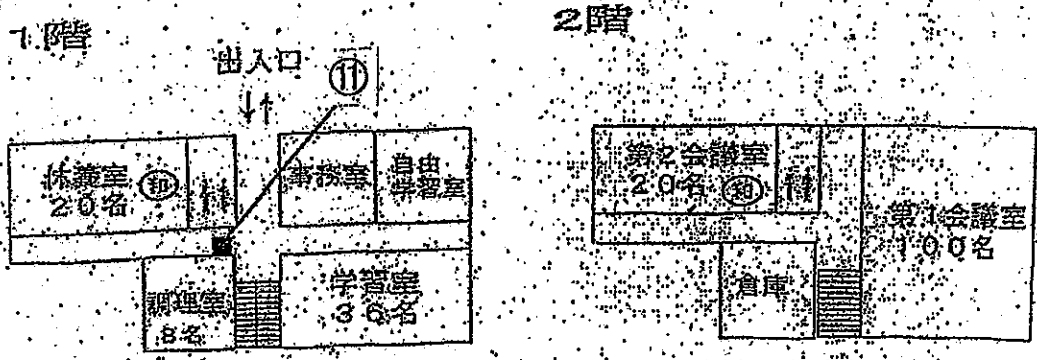
中村地区センター
【入札番号 8】



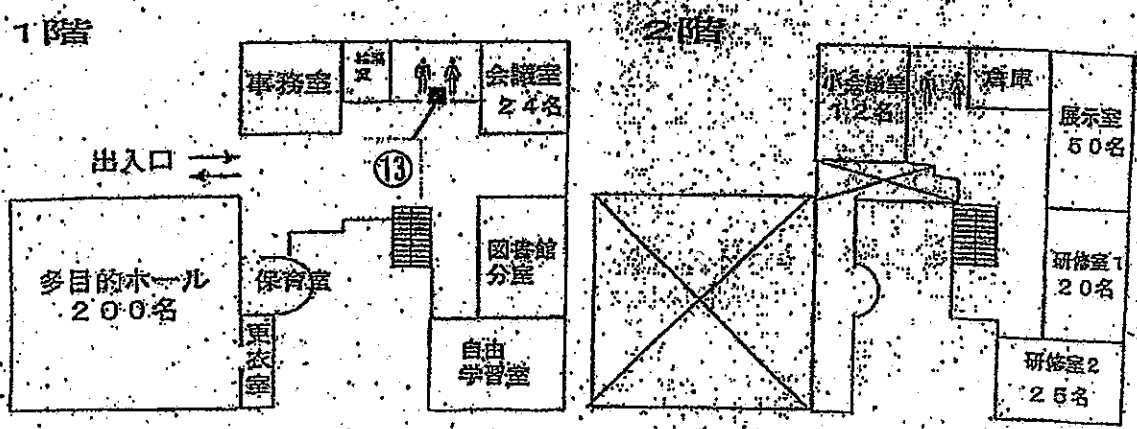
吉岡地区センター
【入札番号 9】



綾南地区センター
【入札番号10】



寺尾いずみ会館
【入札番号11】



南部ふれあい会館

【入札番号12】

1階

2階

